

京都市放置自転車等撤去業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

現在、京都市（以下「甲」という。）では、放置自転車及び放置原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）対策として、「京都市自転車等放置防止条例」（以下「条例」という。）に基づき、年間約41,000台（平成28年度実績）に及ぶ放置自転車等の撤去、保管、返還、売却及び処分を行っている。

近年、京都市内における放置自転車等は、全体として減少傾向にあり、撤去台数は年々減少傾向にあるが、一方、放置の実態が以前の「大規模・集中」から「小規模・分散」に移行しており、このような今日的な課題に対応するためには、啓発を前提とした、フレキシブルで実効性のある撤去業務を実施していくことが必要となっている。

そのため、放置自転車等撤去業務に、民間の自由な発想による斬新な手法を導入し、費用対効果に優れた実効性のある業務を実現することを目的として、公募型プロポーザル方式により、業務の受託を希望するものから広く提案を募り、事業者の選定を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都市放置自転車等撤去業務委託
- (2) 業務内容 別紙「京都市放置自転車等撤去業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年契約）
- (4) 契約上限額 金120,744,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※この限度額は、3年間のうちの1年間分の見積限度額である。

3 業務提供開始までの概略とスケジュール

- (1) 応募者は本募集要項及び別紙「京都市放置自転車等撤去業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に則して、提案書等を提出するものとする。
- (2) 本市は受託候補者を選定するために選定委員会を組織し、同委員会により提案内容を審査し、応募者の中で最も優秀な提案を行った者を受託候補者として選出する。
- (3) 本市と受託候補者は、仕様の詳細について協議し、両者合意のもと契約締結する。
- (4) 募集から業務契約までのスケジュール（予定）

募集要項発表	平成30年	2月	2日（金）
説明書の交付	平成30年	2月	2日（金）から
	平成30年	2月	8日（木）まで
参加表明書受付	平成30年	2月	2日（金）から
	平成30年	2月13日（火）	まで
質疑受付	平成30年	2月	2日（金）から
	平成30年	2月	8日（木）まで
質問書回答	平成30年	2月13日（火）	
提案書受付	平成30年	2月	2日（金）から
	平成30年	2月20日（火）	まで
プレゼンテーション	平成30年	3月	2日（金）

受託候補者決定	平成30年 3月 9日 (金)
履行開始日	平成30年 4月 1日 (日)

4 応募資格

事業への応募資格者は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思をもって参加する者であること。
- (2) 京都市一般競争入札有資格者名簿に登録されている者または京都市競争入札等取扱要綱第2条1項各号に掲げる資格を有する者で、現在、その資格について停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に係わる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

5 関係書類の交付について

このプロポーザルに関する書類については、次のとおり、交付する。

- (1) 交付期間 平成30年2月2日（金）から2月8日（木）まで
※ 土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで
- (2) 交付場所 後記「6 提出書類について」の「(3) 提出先」に同じ
- (3) 交付書類
 - ア 京都市放置自転車等撤去業務提供事業者募集要項
 - イ 参加表明書（様式1）
 - ウ 会社概要（様式2）
 - エ 京都市放置自転車等撤去業務受託候補者の公募に関する文書、図面及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）（様式3）
 - オ 京都市放置自転車等撤去業務共同体協定書（様式4）
 - カ 見積書（様式5）
 - キ 経費内訳書（様式6）
 - ク 質問書（様式7）
 - ケ 提案内容評価表（様式8）
 - コ 仕様書
 - サ 放置自転車の撤去状況を表す書類※ 交付書類（コ及びサを除く。）及び本書に添付している各種様式については、京都市建設局自転車政策推進室のホームページ上からもダウンロードできる。

6 提出書類について

この選定への応募希望者は、次に掲げる書類を、「3 業務提供開始までの概略とスケジュール」の（4）で示す期限までに提出すること。

ただし、参加表明関係書類の審査の結果、応募資格の要件を満たしていない応募希望

者については、提案関係書類の提出を要さない。

(1) 提出資料

ア 参加表明書

参加表明書は1部（正本1部）を提出すること。

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、「京都市放置自転車等撤去業務共同体協定書（様式4）」を併せて提出すること。

イ 会社概要（商業登記簿謄本、印鑑登録証明書、国税及び地方税納税証明書、財務諸表）（最新のもの）

ウ 京都市放置自転車等撤去業務受託候補者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）

エ 企画提案書（様式不問）

正本1部、副本7部を提出すること。放置自転車等の撤去の執行体制や作業フロー等についても、具体的に記載すること。

また、本市の放置自転車対策に係る課題に対する取組について、以下の点に留意し、提案すること。

- ・ 「小規模・分散」の放置実態に対する業務の取組
- ・ 啓発、市民対応業務に対する取組

オ 見積書

カ 経費内訳書

※ 見積書及び経費内訳書は正本1部を提出し、企画提案書には写しを添付すること。

見積書に記載する金額は平成30年度分の見積額を記載すること。

本プロポーザルは、平成30年度から平成33年度までの3年間の受託者を選定するものであり、平成31・32年度分は平成30年度分と同額とする。

(2) 質問書の作成上の留意点

ア 本業務内容に質問がある場合は、期限までに、質問書（様式7）を用いて提出すること。

質問書の提出は、FAX又は電子メールで行うこと。

なお、FAXにより提出した場合は、電話で受付の確認を行うこと。

イ 回答は、質問書を受領後速やかに質問書提出者に対して実施する。

なお、質問と回答の内容に関しては、京都市建設局自転車政策推進室のホームページにおいて閲覧に供する。

ウ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問は、これを受け付けない。

エ 受付期間以外の質問は、これを受け付けない。

(3) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局自転車政策推進室（京都市役所北庁舎3階）

電子メール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

※ 郵送の場合は、「3 業務提供開始までの概略とスケジュール」の（4）で示した各期日の午後5時までに必着していること。

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、提案書等

参加表明書及び提案書等の提出書類について、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は全て返却しない。

(カ) 提出された書類について、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション審査

プロポーザルへの参加者には、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査について、実施の日時・場所等の詳細は別途通知する。

(2) 選定委員会

事業者の選定を行うため、以下の委員で構成する、京都市放置自転車等撤去業務受託候補事業者選定委員会を組織する。

- ・ 建設局自転車政策推進室長
- ・ 建設局自転車政策推進室自転車企画課長
- ・ 建設局自転車政策推進室総合計画推進課長
- ・ 建設局建設企画部建設総務課長
- ・ 建設局自転車政策推進室調整係長

(3) 審査項目及び審査基準

事業者の選定に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえて策定した、「提案内容評価表(様式8)」に基づいて審査を行い、評価点の最も高い事業者を最も優れた提案をした事業者として受託候補者とする。

なお、最高点において複数の事業者が同点の場合には、「撤去業務に係る提案内容の有効性」及び「業務への理解度」の合計点の高い事業者を、受託候補者とする。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査のうえ失格とする。

- ア 「4 応募資格」に掲げる要件を満たしていない場合
- イ 提案書の内容が仕様書で定める要件を満たしていない場合
- ウ 提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- エ その他不正行為があったと認められる場合

8 受託候補者の決定等について

(1) 受託候補者の決定

京都市放置自転車等撤去業務選定委員会は、「提案内容評価表(様式8)」に基づき、提案関係書類及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた事業者を受託候補者(第一交渉権者)に選定する。

(2) 応募者が1者のみの場合

応募者が1者のみの場合において、京都市放置自転車等撤去業務受託候補事業者選定委員会が「提案内容評価表(様式8)」に基づいて審査した結果、評価点が50点に至らない場合には、当該応募者を受託候補者(第一交渉権者)として選定しない。

(3) 応募者のすべてが一定の評価点に至らない場合

応募者のすべてについて、京都市放置自転車等撤去業務受託候補事業者選定委員会が「提案内容評価表(様式8)」に基づいて審査した結果、評価点が50点に至らない場合には、当該応募者のすべてについて受託候補者(第一交渉権者)として選定しない。

(4) 審査結果の通知

- ア 審査結果については、書面をもって通知する。
- イ 通知内容に疑義のある提案者は、平成30年3月14日(水)正午まで(必着)に、京都市建設局自転車政策推進室へ書面を提出すること。
- ウ 提出のあったものについては、平成30年3月16日(金)までに書面をもって回答する。

(5) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の企画提案書をもとに、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び契約仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行うものとする。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の次順者から順に協議を行い、契約相手方を決定する。

- ア 協議が不調に終わった場合
- イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札取扱要領第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合
- ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をもって契約金

額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は実現を確約したものと見なす。

(3) 契約期間

契約の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(5) 委託料の支払

委託料は、受託者による本業務の履行実績を確認し、四半期毎に支払うものとする。なお、委託料の支払いに関する詳細については、受託候補者と協議のうえ決定する。

(6) 留意事項

ア 本市との連絡を密にして業務に当たること。

イ 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市と協議しその指示に従うこと。

また、本市と受託者の協議により、仕様書の内容を変更し、契約仕様書とする場合があること。

ウ 本業務の準備及び遂行に当たっては、本市と協議しその指示に従うこと。

エ 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属すること。

10 契約の条件

この契約は「長期継続契約」とする。

(1) 本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る経費が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

(2) 翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本市は、この契約を解除することができる。

(3) 前項の規定による契約の解除があった場合は、受託者は、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について請求できない。また、本市が、この契約を解除したために生じた損害の賠償について、受託者は本市に請求することはできない。